

令和 6 年度

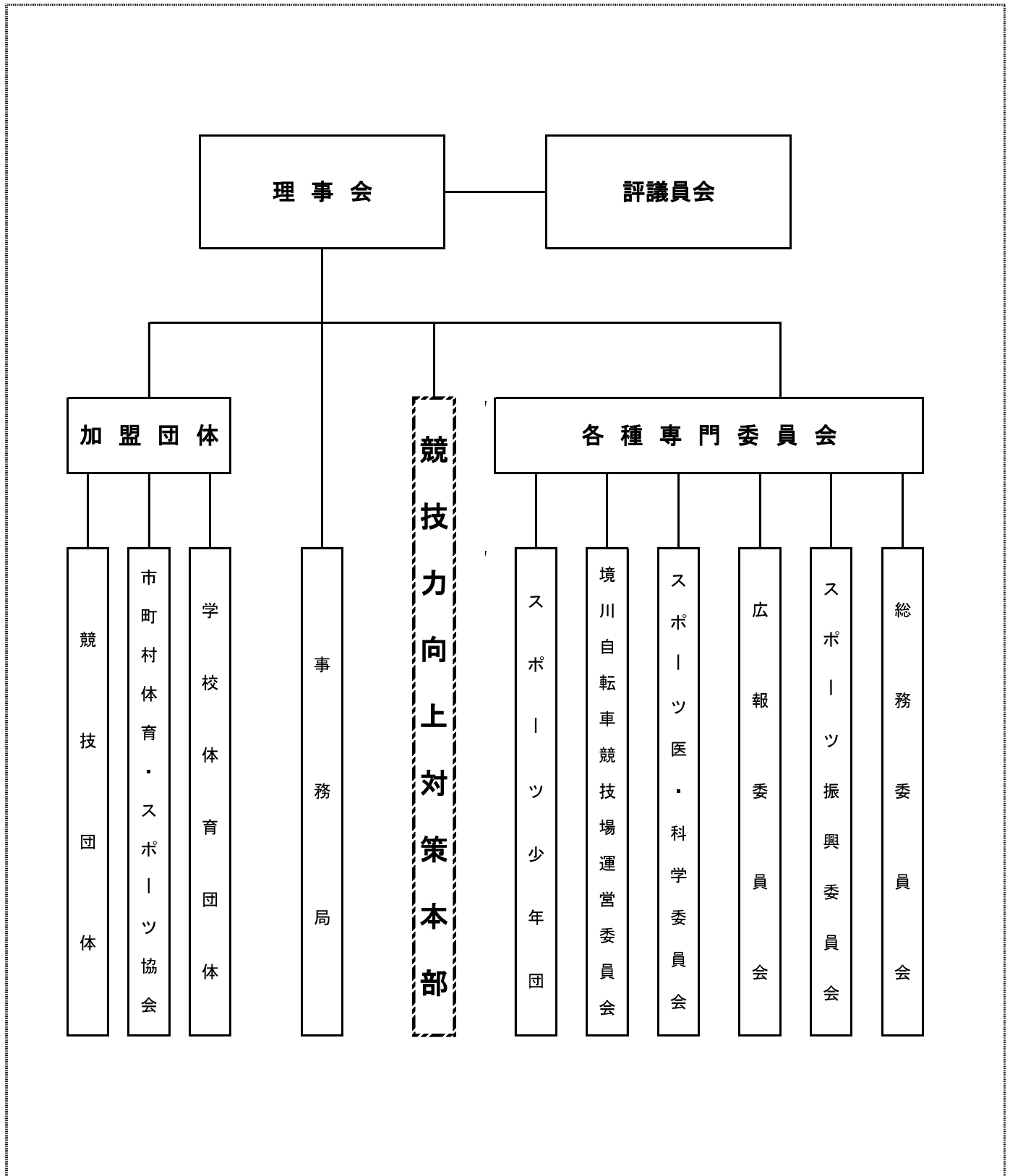
競技力向上対策概要

令和6年度 競技力向上対策概要

目 次

1	公益財団法人山梨県スポーツ協会組織図	1
2	競技力向上対策本部規程	2
3	競技力向上対策本部委員名簿	4
4	競技力向上対策本部事務局	5
5	競技力向上基本計画	6
6	競技力向上年次計画（平成16年度～令和10年度）	8
7	競技力向上対策費補助金交付要綱	10
8	令和6年度競技力向上対策費補助金の基本方針について	12
9	令和6年度競技力向上対策費補助金の事務処理手続きについて	14
【各種要項】		
10	競技力向上対策費補助金交付要綱細則	17
11	令和6年度ジュニアアスリート・トータルサポート事業費補助金交付要項	18
12	令和6年度成年チーム指定強化事業（指定・重点）実施要項	20
13	令和6年度成年チーム指定強化費補助金対象チーム一覧	21
14	競技力向上事業に関わる県有体育施設等の使用料減免要綱	22
【強化関連中高運動部】		
15	第14期（令和5～7年度）「山梨県高等学校運動部強化指定」学校別一覧	23
16	第14期（令和5～7年度）「山梨県高等学校運動部強化指定」競技・種目別一覧	24
17	令和5～7年度「中学校運動部活動推進部（第13期）」中学校別一覧	25
18	令和5～7年度「中学校運動部活動推進部（第13期）」種目別一覧	26
【資 料】		
19	山梨県関係のオリンピック出場選手並びに成績等	27
20	国民体育大会各都道府県男女総合（天皇杯）順位一覧表（第60回まで）	35
21	国民体育大会各都道府県女子総合（皇后杯）順位一覧表（第60回まで）	37
22	国民体育大会各都道府県男女総合（天皇杯）順位一覧表（第61回から）	39
23	国民体育大会各都道府県女子総合（皇后杯）順位一覧表（第61回から）	40
24	国民体育大会山梨県の男女総合成績（天皇杯得点）過去5年間の変遷	41
25	国民体育大会山梨県の女子総合成績（皇后杯得点）過去5年間の変遷	42
26	国民体育大会山梨県の競技別男女総合成績（天皇杯得点）	43
27	国民体育大会山梨県の競技別女子総合成績（皇后杯得点）	44
28	特別国民体育大会団体入賞者一覧	45
29	特別国民体育大会個人入賞者一覧	46
30	国民体育大会山梨県選手の参加人員	47
31	令和5年度全国中学校体育大会等成績	49
32	令和5年度全国高等学校総合体育大会成績	50
33	令和5年度高等学校各種全国大会入賞成績	52
34	第78回国民スポーツ大会日程と会場一覧表	54
35	国民スポーツ大会実施競技及び参加人員	56
36	第78回国民スポーツ大会関東ブロック大会 競技日程・会場・アクセス一覧	59
37	令和6年度（2024年度）第78回国民スポーツ大会等関連行事日程	60
38	令和6年度競技力向上関係行事予定表	62

公益財団法人 山梨県スポーツ協会 組織図



競技力向上対策本部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第36条の規定に基づき設置された、競技力向上対策本部（以下「本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本部は、本県選手がスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する大会や各種大会等において優秀な成績を収めることができるよう競技力の向上を図るとともに、県民のスポーツへの関心を高め、本県スポーツの発展を期することを目的とする。

(事 業)

第3条 本部は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 選手の育成・強化に関すること
- (2) 指導者の養成及び確保に関すること
- (3) スポーツの普及・啓発に関すること
- (4) その他競技力向上に必要な事業に関すること

(本部委員等の選任)

第4条 本部に本部長、副本部長、その他必要な委員を置く。

2 本部長は、会長が本協会理事の中から選出し委嘱する。

3 本部長以外の副本部長及び委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 県の代表 | 1名 |
| (2) 県高等学校体育連盟代表 | 1名 |
| (3) 県小中学校体育連盟代表 | 1名 |
| (4) 企業スポーツ連絡協議会代表 | 1名 |
| (5) スポーツ医・科学委員会代表 | 1名 |
| (6) 県スポーツ協会加盟競技団体代表 | 若干名 |
| (7) 学識経験者 | 若干名 |

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第6条 本部長は、本部を代表し会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、職務を代行する。

(会 議)

第7条 本部会議は本部長が必要に応じて招集して、議長となり本部の目的を遂行するため、必要な事項を審議決定する。

2 本部会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(費用)

第8条 本部委員が本協会の職務のため旅行した場合に要する費用として、旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法については、本協会旅費規程を準用する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、その運営に関して必要な事項は、本部で定める。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

競技力向上対策本部

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
本 部 長	武 井 多 加 志	理 事
副 本 部 長	落 合 直 樹	理 事
副 本 部 長	半 田 昌 一	山梨陸上競技協会
委 員	小 佐 野 若 葉	山梨県スケート連盟
委 員	遠 藤 俊 郎	スポーツ医・科学委員会
委 員	神 田 忠 彦	山梨県水泳連盟
委 員	小 池 一 仁	学識経験者
委 員	塩 澤 寛 治	山梨県カヌー協会
委 員	辻 知 恵	山梨県企業スポーツ連絡協議会
委 員	寺 本 祐 治	山梨県ホッケー協会
委 員	二 宮 智 浩	山梨県観光文化・スポーツ部 スポーツ振興課
委 員	楡 井 俊 彦	山梨県ハンドボール協会
委 員	早 川 誠 司	山梨県自転車競技連盟
委 員	樋 川 光 司	山梨県空手道連盟
委 員	深 沢 一 智	山梨県サッカー協会
委 員	古 田 厚 司	山梨県高等学校体育連盟
委 員	古 屋 す み	山梨県ライフル射撃協会
委 員	村 松 裕 太	山梨県小中学校体育連盟
委 員	山 本 裕	山梨県バスケットボール協会
委 員	吉 成 謙	山梨県アーチェリー協会
委 員	平 井 満 生	山梨県レスリング協会

競技力向上対策本部事務局

山梨県スポーツ協会

事務局長（事務取扱） 井 出 仁

事務局次長 望 月 泰 城

スポーツ振興課長 辻 昌 彦

スポーツ振興課長代理 田 辺 雅 恵

スポーツ振興課 振興担当 望 月 星 太 郎 近 藤 悠 斗

山梨県観光文化・スポーツ部スポーツ振興課 競技スポーツ担当

職	氏 名	担 当 競 技
課長補佐	岡 部 伸 二	・全競技の統括
リーダー 副主査	横 内 裕 三	・サッカー ・柔道 ・レスリング ・ウエイトリフティング ・ハンドボール ・卓球 ・馬術 ・アーチェリー ・銃剣道 ・トライアスロン ・セーリング
副主査	山 田 庸 介	・スケート ・アイスホッケー ・ローイング ・カヌー ・テニス ・ボクシング ・剣道 ・バレーボール ・バスケットボール ・ライフル射撃
主 任	雨 宮 晃 太	・ゴルフ ・自転車 ・ソフトテニス ・軟式野球 ・相撲 ・陸上 ・空手道 ・クレ射撃 ・ラグビーフットボール ・山岳
主 任	角 田 祐 樹	・スキー ・水泳 ・ボウリング ・ホッケー ・体操 ・弓道 ・なぎなた ・フェンシング ・ソフトボール ・バドミントン

競技力向上基本計画

1 趣 旨

競技スポーツは人間の可能性を追求し、自らの能力と技術の限界に挑む競技者のひたむきな姿やその成果は、多くの人々に夢や感動を与えるなど健全で活力ある社会の形成になくてはならないものである。また、国際的・全国的なスポーツ競技会などで本県選手が活躍することは県民に明るい話題を提供し、日々の暮らしに潤いと活力をもたらすものである。

本県では、昭和61年のかいじ国体の開催を契機に平成8年及び平成26年に全国高校総合体育大会、平成13年、平成17年、平成30年に国民体育大会冬季大会を開催するなどして、競技水準の維持向上に力を注ぎ、大きな成果を上げてきた。

また、令和元年にはラグビーワールドカップ2019、令和3年には2020東京オリンピック・パラリンピックが開催され、その日本代表選手の勇姿に感激しトップアスリートを目指す若い世代の選手が増加する可能性が高く、そのサポートを行うことも重要な責務となる。

さらに、令和5(2023)年7月には第86回国民スポーツ大会(2032年)を本件で開催することが内定したところであり、2巡目国民スポーツ大会において開催県として好成績を上げるため、計画的に競技力向上に努めていかなければならない。

このような現状を踏まえ、公益財団法人山梨県スポーツ協会競技力向上対策本部(以下「本部」という。)は、この基本計画を定め、本部が取り組むべき基本的な施策を明らかにするものである。

2 目 標

基本目標は次のとおりとする。

○ 競技力の向上

＊競技団体や学校体育団体等に対する支援や優秀選手の育成・強化を実施し、天皇杯900点、20位台を目標とする。

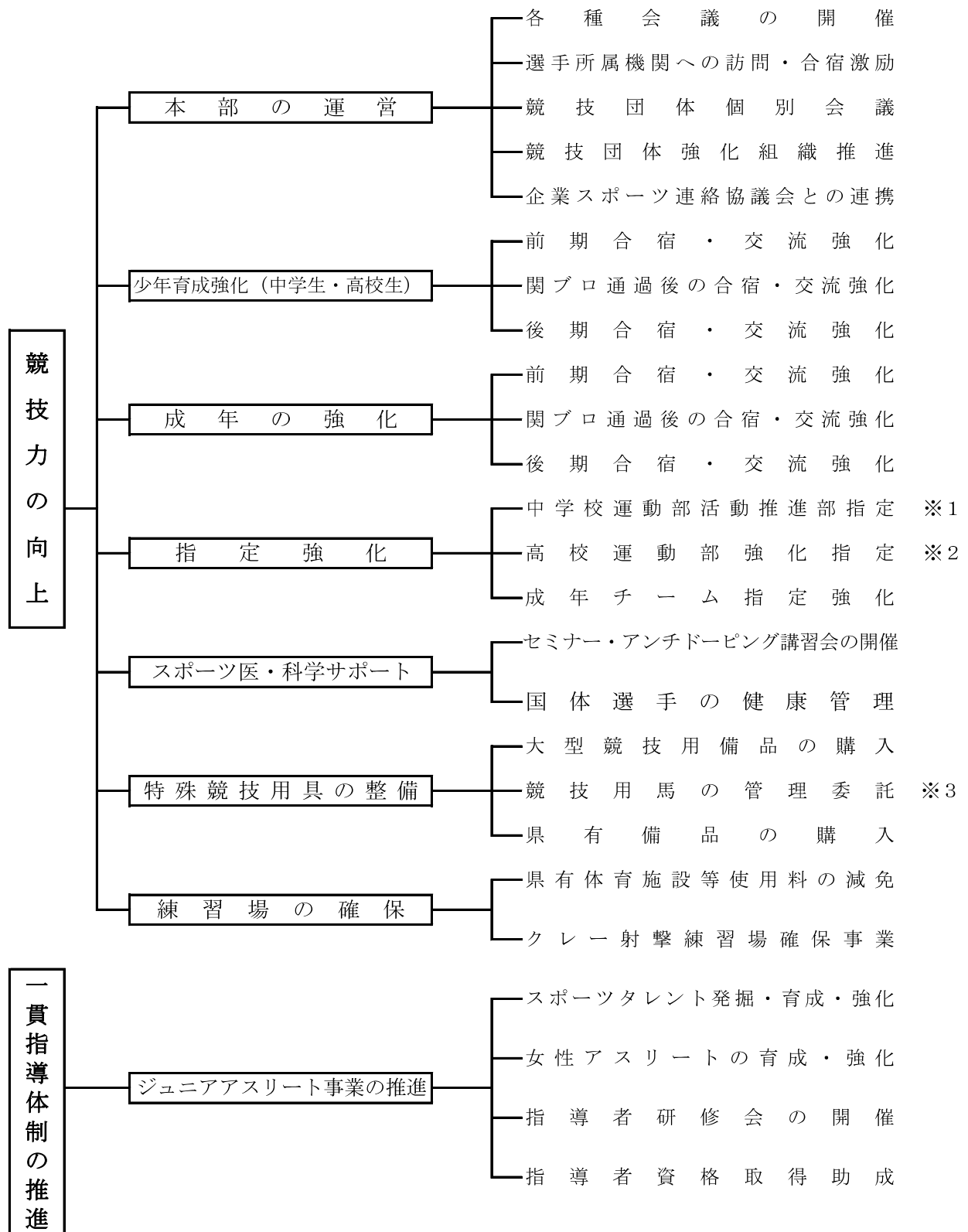
○ 2巡目国スポに向けた一貫指導体制の推進

＊継続的な競技力の向上のための、「スポーツタレントの発掘・育成・強化」、「女性アスリートの育成・強化」、「指導者の育成」、を図る。

3 期 間

この計画は本県の山梨県スポーツ推進計画と本協会のスポーツ推進計画に基づき、令和元年から6年とする。

競技力向上事業体系図



※1 小中体連、※2 高体連、※3 馬事振興センター

競技力向上年次計画（平成16年度～令和10年度）

事業名			平成16年度	平成17～20年度	平成21～25年度	平成26～30年度	令和元～5年度	令和6～10年度
競技力向上	中学生（少年）	合宿交流	中学上位チーム強化	19競技411人(合宿・交流)	平成26年全国高校総体への選手強化(県内開催8競技) 39競技701人(合宿・交流)			
			中学優秀選手強化	39競技(中学3年生)				
			平成30年第73回国体 冬季大会スケート競技会			(平成30年1月開催)		
		競技力向上体制		27競技(101校114部)	第7期(平成17年度 98校 116部)	第8期(平成20・21年 度98校 116部)	第10期(平成26～28年 度 92校 116部)	第12期(令和2～4年度 57校 103部)
			中学校運動部活動 推進部の指定		(平成18年度97校115部)	(平成22年度97校116部)		
			中学優秀選手の 指定と名簿作成	39競技		第9期(平成23・24年 度95校 116部)	第11期(平成29～令和 元年度 86校 116 部)	
			競技人口の少ない 競技運動部設置推進					
	高校生（少年）	合宿交流 日帰り	国体候補 選手強化	41競技(合宿・交流)				
			高校上位チーム強化	38競技代表1チーム				
			高校1年生 大会実施	38競技 県大会の実施				
			平成17年第60回国体 冬季大会スケート競技会	合宿・交流				
			平成19年全国高校総体 スケート・アイスホッケー競技会		(平成20年1月開催)			
			平成30年第73回国体 冬季大会スケート競技会				(平成30年1月開催)	
		大会派遣	国際試合等出場選手助成	5人程度				
		競技力向上体制	高校運動部活動 強化指定	38競技(122部)	第8期(平成17～19年度41 校38競技122部)	第9期(平成20～22年度42 校37競技121部)	第11期(平成26～28年 度37校36競技104部)	第13期(令和2年～4年 40校36競技104部)
			国体候補選手の指定	38競技	37競技	36競技	38競技	38競技
	成年	合宿交流 日帰り	国体候補 選手強化	41競技(合宿・交流)				
			平成17年第60回国体 冬季大会スケート競技会	合宿・交流				
			平成30年第73回国体 冬季大会スケート競技会				(平成30年1月開催)	
		大会派遣	国際試合等 出場選手助成	15～20人程度				
		競技力向上体制	成年チームの 指定強化	20チーム(企業・大学・クラブ)	約20チーム	17チーム	17チーム 19チーム 13チーム(H29～)	13チーム
			指定強化					
			重ポイント チーム	9チーム	10チーム	10チーム	10チーム 9チーム(H29～)	9チーム
		国体候補 選手確保	国体候補 選手確保	41競技				
			本県出身大学 生優秀選手の確保	41競技				

事業名		平成16年度	平成17～20年度	平成21～25年度	平成26～30年度	令和元～5年度	令和6～10年度
競技力の向上	特用整	特殊競技用品の整備 特大型備品の整備 特消耗品の助成 競技馬管理委託					
	特別助成	県有備品の購入 山梨県スポーツ協会特別 2020東京オリンピック 選手活用・育成事業	県有馬の購入				
	練習場確保	有使用料施設 県有体育施設 有使用料の減免	1/2の減免				
	競技強化	企業スポーツ連絡 協議会活動促進 競技団体の強化 組織の充実	会議の開催 40競技団体		41競技団体	41競技団体	41競技団体
	支援体制の確立	選手（学校・職場）訪問 競技団体及び選手 の負担軽減	40競技団体		41競技団体	41競技団体	41競技団体
	健康支援	医・科学サポート					
	一貫指導体制の確立（H16～18）	一貫指導プログラムの 導立 指導者の養成 指導者の養成	40競技団体（運営委員選任・指導教本・指導マニュアル） 40競技団体（研修会・中央講習会への派遣）				
	ジュニア選手強化推進事業（H19～21）	ジュニア競技者指導 ジュニアアスリート 強化推進大会	40競技団体（全体会の開催） H22～41競技団体				
	グロースジュニア選手強化推進事業（H22～24）	指導者の養成 ジュニア競技者の指導	40競技団体（マニファ・トップレベル研修会・中央講習会への派遣） H22～41競技団体 40競技団体（スプ→教室・講習会・合同練習会） H22～41競技団体（スプ→イベント・フェスティバルの開催・小学生アスートの強化）				
	ジュニアアスリートサポート事業（H25～27）	スポーツタレント 発掘・育成・強化 指導者養成・強化 競技者育成・強化 競技講習会の開催			41競技団体（スポーツイベント・フェスティバルの開催） 41競技団体（指導者研修会・技術講習会への派遣） 41競技団体（スポーツ教室・講習会の開催、小中・中高合同練習会）		
指導体制の充実	ジュニアアスリートサポート事業（H28～30）	スポーツタレント 発掘・育成・強化 ジャパン・ライジング・スター・ プロジェクト 指導者養成・強化 指導者の養成 競技者育成・強化 競技講習会の開催			41競技団体（スポーツイベント・フェスティバルの開催） ウエイトリフティング協議の 拠点県として行う合宿・講習 会等（H29～R1） 41競技団体（指導者研修会・ 技術講習会への派遣） 41競技団体（スポーツ教室・ 講習会の開催、小中・中高合 同練習会）		
	ジュニアアスリートサポート事業（R1～）	育成練習会の開催 女子選手育成（合宿・ 大会参加）の実施 女子選手育成（合宿・ 大会参加）の実施 東京オリ・パラ候補選手活用・育 成講習会の開催			41競技団体（小中学生対象のスポーツ イベントを複数競技団体が合同で実 施）（令和3年度にて終了） 41競技団体（小中学生対象の スポーツイベントを各競技団 体が実施） 41競技団体（発掘したター ゲットエイジを対象とした練 習会の実施） 14競技団体（発掘した女子 ターゲットエイジを対象とし た練習会の実施） 14競技団体（発掘した女子ター ゲットエイジを対象とした合宿・ 大会参加） 東京オリンピック候補選手が実施する 県内ジュニア選手及び指導者を対象に した講習会（令和2年度にて終了）		
	未来のトップアスリート発掘事業（甲斐人の一撃（R4～））	タレント年代（小4～小6）の発 掘・育成事業の開催				10競技団体（選ばれた児童を 対象とした体験会の実施）	9競技団体（選ばれた児童を 対象とした体験会の実施）
	指導者養成事業（R1～）	指導者資格取得経費 の助成事業の実施				国体監督資格を保有した若手指導 者および学校部活動顧問の確保	
	指導者養成事業（R1～）	中推学運動部活動者 会 高推校運動部活動者 会 高推校運動部活動者 会	年1回対象者101校 114部180人程度 年1回対象者42校 122部150人程度	年1回対象者97校 116部180人程度 年1回対象者41校 121部150人程度			
	指導者養成事業（R1～）	専門指導者の派遣 外部指導者の派遣 指導者の確保					
	指導者養成事業（R1～）	中・高校～60人 高校指定運動部 第7期（～H16） 43校128部に指導者の適正配置	H17～（県単事業） 中・高校～40人 第8期（H17～19） 41校122部	H21～ 高校～20人 H22～ 高校～15人 第9期（H20～22） 42校121部 第10期（H23～25） 41校121部	第11期（H26～28） 37校104部 第12期（H29～31） 39校103部		
	指導者養成事業（R1～）	国体強化選手・成 コチ名簿の作成	40競技 330人				
	指導者養成事業（R1～）						
	指導者養成事業（R1～）						

競技力向上対策費補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 公益財団法人山梨県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）は、各競技団体等（以下「団体等」という。）が行う競技力向上事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人山梨県スポーツ協会会計規程に準ずるほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の対象となる事業及び経費）

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第3条 補助金は、予算の範囲内で会長が別に定める額とする。

（補助金交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（第1号様式）に、必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第5条 会長は、前条の規定により団体等から補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、交付すべきものと認めたとき、補助金交付決定通知書（第2号様式）を送付するものとする。

（補助金交付の条件）

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）団体等は、補助金交付の目的に従い、最小の経費で最大の効果が上がるよう、経費の効率的な使用に努めなければならない。

（2）この補助金は、補助対象事業以外に使用してはならない。

（3）団体等は、補助事業の補助金の額を変更する場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書（第3号様式）により、会長の承認を受けなければならない。

（補助金交付の方法）

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、会長が必要と認めたときは、概算払いにより交付することができる。

2 団体等は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

（実績報告書等の提出）

第8条 団体等は、補助事業が完了した日から30日以内又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）に、必要書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、冬季競技（スケート・アイスホッケー・スキー）は補助事業が完了した日から30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第9条 会長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類を審査し、その報告が適正であることを確認した場合は、補助金の額を確定し、団体等に通知するものとする。

（その他必要な事項）

第10条 団体等は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。なお、帳簿及び証拠書類等については、補助事業の完了した年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

2 団体等は、補助事業により取得した特殊競技用具等については、あらかじめ会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反し、使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

平成31年4月1日一部改正（名称変更）

令和3年4月1日から施行する。

令和4年4月1日から施行する。（事業変更）

令和6年4月1日から施行する。

<別 表>

補助対象事業及び補助対象経費は下記のとおりとする。

NO	補 助 対 象 事 業		補 助 対 象 経 費
1	競技団体選手強化事業	強化事業	旅費・需用費・使用料及び賃借料
		トレーナー帯同	報償費
2	ジュニアアスリート・ トータルサポート事業	ターゲットエイジ 発掘・育成事業	個別発掘事業 旅費、使用料及び賃借料、報償費、需用費、 役務費 育成練習会 使用料及び賃借料、報償費、役務費 女子選手育成（練習会） 使用料及び賃借料、報償費、役務費 女子選手育成（県外合宿、県外大会参加） 旅費、使用料及び賃借料、報償費、役務 費
		指導者養成事業	講習会受講料、旅費 ※資格登録料は対象外
3	成年チーム指定強化事業	指定チーム	旅費、使用料及び賃借料、需用費、
		重点チーム	旅費

令和6年度競技力向上対策費補助金の基本方針について

1 目 的

競技力向上対策本部は山梨県スポーツ推進計画をもとに競技力向上計画を策定し、重点強化方式と2巡目国体に向けた一貫指導体制を推進するため、次の3点を柱に競技力の向上を図るものとする。

- (1) 競技人口の拡大と優秀選手の発掘・育成・強化
- (2) 指導者の養成・確保と指導体制の確立
- (3) 競技力向上のための条件整備

各競技団体はこれらの柱に基づいた強化計画を立て、各事業を進めるものとし、本部は、各競技団体の計画に対し予算の範囲内で助成する。

なお、補助金の配分は次によるものとする。

2 補助について

本部は各競技団体が設定した目標とその目標達成のための計画を検討し、それに基づいて補助を行う。

(1) 補助項目

- ① 競技団体選手強化事業費（成年、少年強化・スポーツトレーナー帯同）
- ② ジュニアアスリート・トータルサポート事業費（育成・発掘・指導者養成）
- ③ 成年チーム指定強化事業費（指定強化・重点強化）

(2) 補助項目の積算基礎

原則として競技全体及び種別、選手を単位とし、人数については各競技団体エントリー選手数及び推薦された者の認定者数とする。

① 競技団体選手強化事業費

国体出場候補選手の強化を図っていく基礎部分強化費と、優秀な成績を収め、競技団体から推薦された選手を重点強化選手として強化を図っていく重点部分強化費とし、計画的・継続的に強化するための事業に要する経費の一部を助成する。

より効果的な事業を実施するためのスポーツトレーナー帯同に係る経費の一部を助成する。

【基礎部分強化費】

- ・基礎部分人数は、国体エントリー数（国体出場予定選手数）の1.5倍＋監督数を補助対象とする。

【重点部分強化費】

- ・重点強化人数は、当該年度の実績を基に各競技団体から推薦された者を基準大会の成績に応じたポイントに、基準大会以外の成果のポイントを加算し、ポイント数上位の者から認定の上、予算の範囲内で補助対象とする。

【スポーツトレーナー帯同費】

- ・スポーツトレーナーの強化事業帯同に係る謝金を補助対象とする。

② ジュニアアスリート・トータルサポート事業費

山梨県の全競技団体がそれぞれの強化方針の下、2巡目国体に向けた一貫指導体制を推進し、選手の発掘・育成、女性アスリートの発掘・強化など継続的な競技力の向上事業に要する経費の一部を助成する。

若手指導者の資格取得を推進し、2巡目国体に向けた指導者の確保と中学校部活動指導における効率的な指導を行うため、資格取得に係る経費の一部を助成する。

③ 成年チーム指定強化事業費（指定強化・重点強化）

成年選手の競技力の維持向上並びに国民スポーツ大会において優秀な成績を収めるため、大学・企業・クラブチームの中から指定強化チーム・重点強化チームを指定し、活動に要する経費の一部を助成する。

（３）補助金交付について

補助金の交付は年１回、事業ごとに交付する。

令和6年度競技力向上対策費補助金の事務処理手続きについて

1 実施事業

- (1) 競技団体選手強化事業
- (2) ジュニアアスリート・トータルサポート事業
- (3) 成年チーム指定強化事業

2 交付申請手続き

「令和6年度競技力向上対策費補助金の実施について（通知）」を受け、次の書類により提出する。なお、事業で必要書類が異なるため、各事業の要項や要領を確認の上、提出すること。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 事業参加者名簿

3 補助金の振込

交付申請書を審査のうえ、決定通知を送付し、請求書または、概算払請求書の提出後、指定口座に補助金を振り込む。

4 事業の実施及び変更

強化計画により実施していただくが、補助金の額の変更をする場合は、あらかじめ「補助金変更交付申請書」により、会長の承認を受けなければならない。

5 実績報告

各競技団体の責任者は、事業完了の日から30日以内又は該当年度内の3月10日までのいずれか早い日までに次の書類を公益財団法人山梨県スポーツ協会に提出する。なお、事業で必要書類が異なるため、各事業の要項や要領を確認の上、提出すること。

※冬季競技については事業完了の日から30日以内又は該当年度内の3月31日までのいずれか早い日までとする。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 決算一覧表
- (4) 実施報告書
- (5) 参加者名簿

6 補助金の管理について

- (1) この補助事業は特別会計とし、収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区別しておかなければならない。
- (2) 経理責任者は、預金通帳・出納簿・支出証拠書類を整理し、経理の状況を常に明確にし、県スポーツ協会から指示があった場合は、すみやかに書類を提出できるようにしておかなければならない。

7 支出証拠書類の整備について

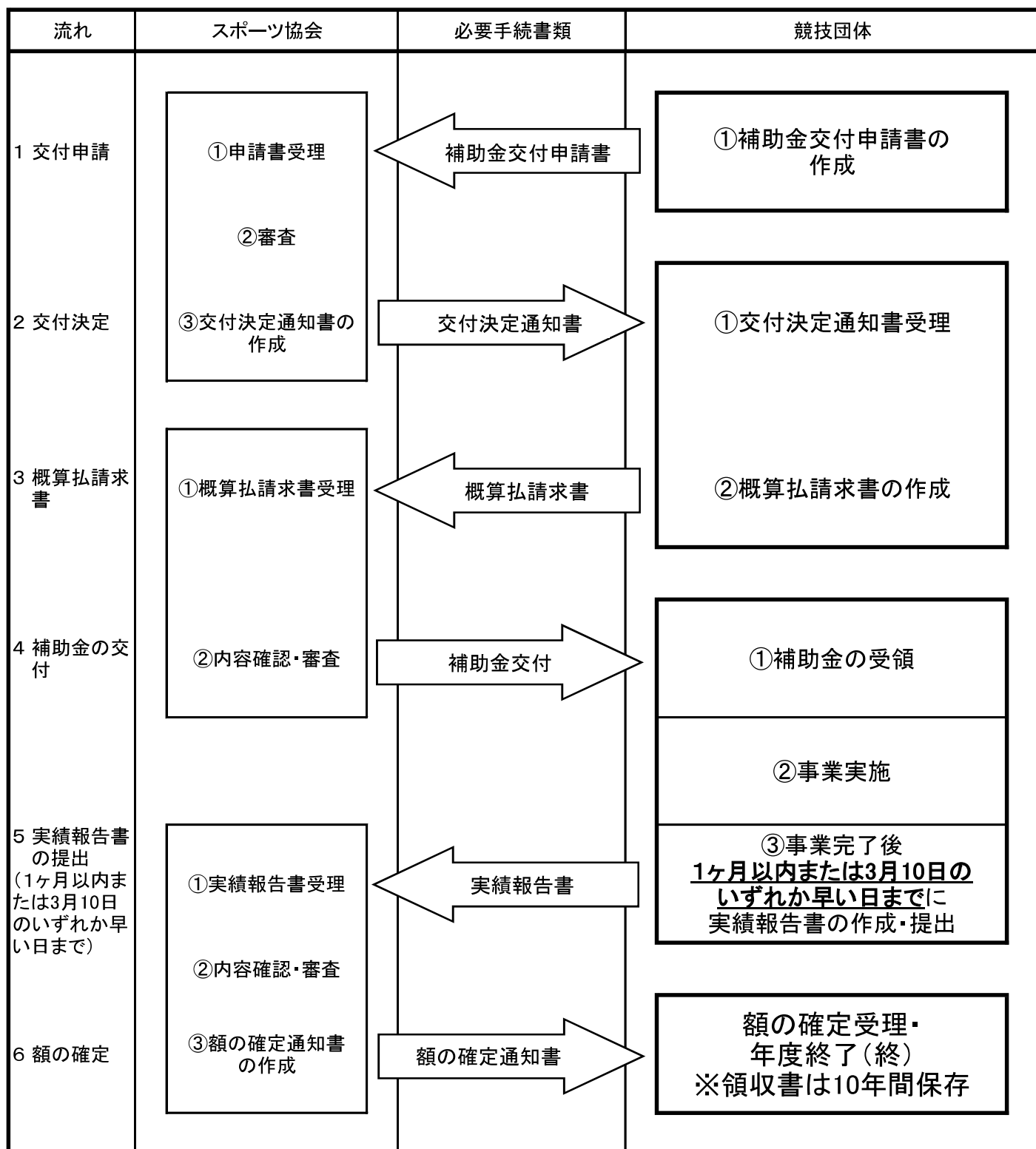
- (1) 1回の事業実施ごとに事業報告書を作成する。
- (2) 領収書等の整備
 - ・各事業精算書に明細の記載してある領収書を添付する。（計上経費は全て）
 - ・事業参加者名簿を作成する。

8 会計監査

県スポーツ協会は、補助対象事業の適正な執行を図るため必要あるときは、補助対象事業の実施状況について会計監査を行うことができる。

補助金事務手続きの流れ

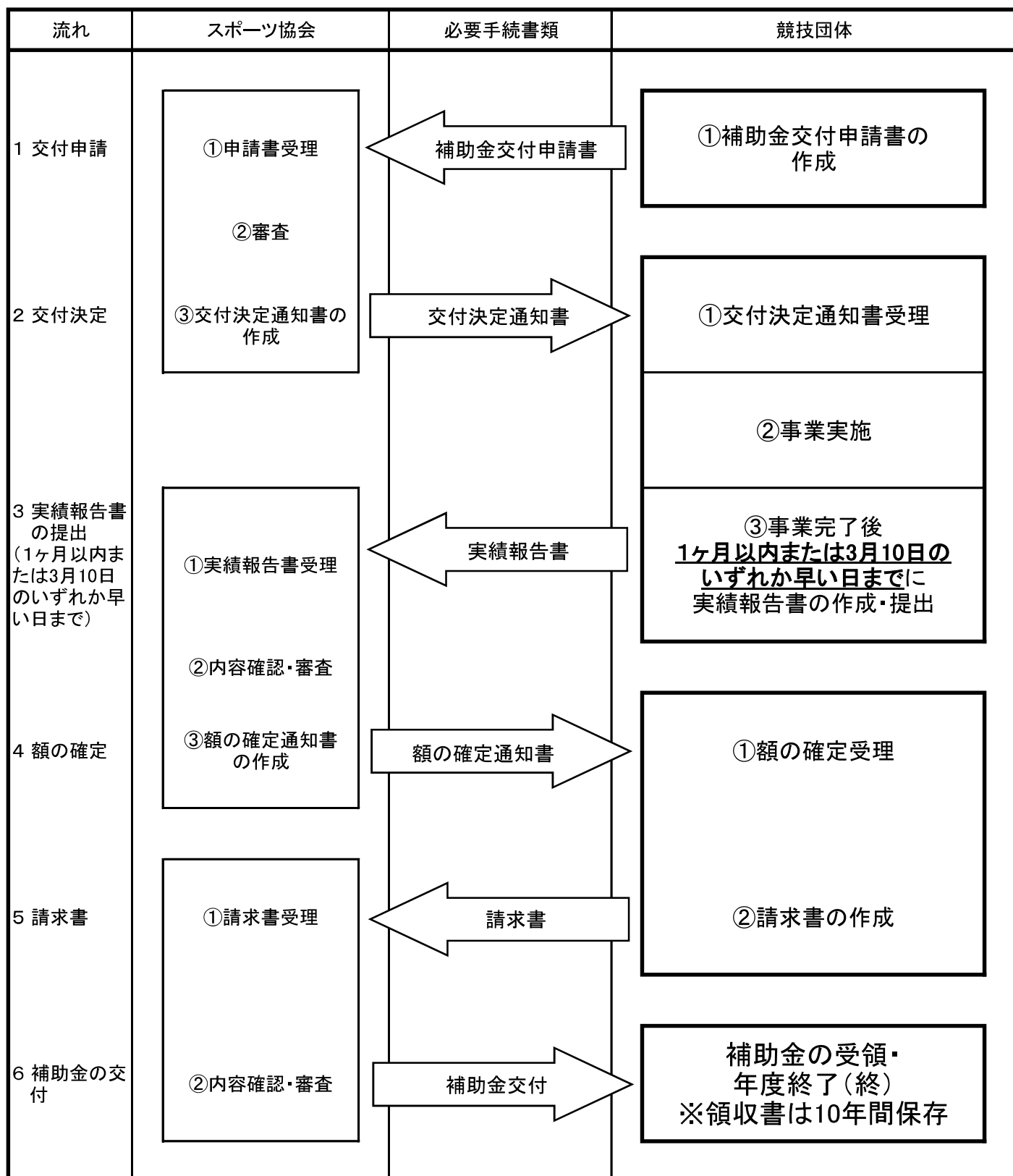
(概算払の場合)



※1. 請求書を提出する際は、振込先の記入内容に誤りがないかご確認の上、ご提出をお願いします。

※2. 請求書に記載の振込先誤りによる再振込にかかる手数料は団体負担となります。

(精算払の場合)



※1. 請求書を提出する際は、振込先の記入内容に誤りがないかご確認の上、ご提出をお願いします。

※2. 請求書に記載の振込先誤りによる再振込にかかる手数料は団体負担となります。